

〇〇〇〇 殿

〇〇年〇月〇日  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役〇〇〇〇

### 注意指導書（不必要な早出残業の禁止について）

貴殿におかれましては、日頃から業務に精励いただき、大変ご苦勞様です。

さて、〇〇年〇月〇日頃より、貴殿は、始業時刻である午前9時より1時間以上早い時刻から出社していることが当社タイムカードの記録から明らかになっております。

しかしながら、当社としては貴殿が早出する必要性はないものと判断しますので、始業時刻に出社して労働を開始するよう指導します。

必要性なく始業時刻より前に出社したとしても労働基準法にいう「労働時間」とは評価されないことをご理解ください。また、担当業務の状況などにより始業時刻より前に出社して労働する必要がある場合には、就業規則〇条の手続に従い、所属長に残業申請書を提出し、許可を得るようにしてください。

今後、万が一、不必要な早出を繰り返すことがある場合には、この度書面による注意指導を受けてもなお改善の余地が見られなかったことに鑑み、懲戒処分を含めた厳しい処分が下る可能性もあることを予めお伝えします。

以上